

令和3年8月2日

公益財団法人神奈川県老人クラブ連合会
理事長 樋口 恢作 様

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

緊急事態宣言の発出に係る協力のお願について

日ごろより、県政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

令和3年7月30日、国が、本県に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という）に基づく緊急事態宣言を8月2日～8月31日まで適用したことを受け、本県では、「特措法に基づく緊急事態宣言に係る神奈川県実施方針」を別添のとおり策定し、必要な措置等を行うことといたしました。

事業者の皆様への要請・働きかけ事項は別紙のとおりですので、貴団体におかれては該当事項についてご対応いただくとともに、貴団体の構成員等へもお知らせくださいますようお願いいたします。

なお、次のサイトで老人クラブの活動の再開、継続に向けたリーダー・主催者の皆さんに役立つ情報をまとめておりますのでご活用ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/documents/roujinclub.html>

別添

- 1 知事メッセージ（令和3年7月30日）
- 2 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針（令和3年7月30日制定）
- 3 （別紙）事業者の皆様へ

問合せ先

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
高齢福祉グループ 春川、長沼
電話 045-210-4846（直通）